

## ○ 税務行政のDXについて

国税当局では、令和5年6月に公表した「税務行政のデジタル・トランスフォーメーションー税務行政の将来像2023ー」において、「納税者の利便性の向上」や「課税・徴収事務の効率化・高度化」、「事業者のデジタル化促進」を取組の柱とし、税務行政のDXに取り組んでいくこととしています。

例えば、納税者の皆様が、日常使い慣れたデジタルツール（スマートフォン、タブレット、パソコンなど）から簡単・便利に手続を行うことができる環境の構築を目指すなど、これまで以上に“納税者目線”を大切に、各種施策を講じることで、「あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会」の実現を目指しています。

e-Taxのご利用（マイナポータルと連携した申告書等の入力・作成、電子納税証明書の請求・受取、法人税申告の添付書類を含めたe-Tax送信（ALL e-Tax）など）やキャッシュレスによる納付手続、オンラインによる税務相談など、税務署に出向くことなく手続きができるツールのご活用をお願いいたします。

詳しくは、国税庁ホームページのトップページ（<https://www.nta.go.jp> 又は [国税庁](#) [検索](#)）にある「税務行政のDX」をご覧ください。

スマホをご利用の場合は、こちらの二次元コードからもご利用になれます。

国税相談専用ダイヤル：0570-00-5901 ※ナビダイヤル

## ○ マイナンバーカードの積極的な取得について

マイナンバーカードは、e-Taxによる確定申告での利用、各種証明書のコンビニでの取得、健康保険証利用、公金受取口座の登録等、大きなメリットがあるカードです。

国税庁においては、マイナンバーカードを利用した納税者の利便性向上施策に取り組んでいるところ、令和6年2月以降給与情報の自動入力が始まるなど、マイナポータル連携により自動入力される情報は順次拡大され、年末調整・確定申告手続が更に簡便化されます。

マイナポータル連携を行うためには、マイナンバーカードの取得が必要となりますので、マイナンバーカードを取得されていない方は、お早めの申請をお願いいたします。

マイナポータル連携については、国税庁動画チャンネルからも確認できます。

**マイナンバーについてのお問合せ**



マイナンバー  
総合フリーダイヤル

マイナンバー  
**0120-95-0178**

平日：9時30分～20時00分  
土日祝：9時30分～17時30分

年末年始を除く

紛失・盗難によるマイナンバーカードの一時利用停止については24時間365日受付

■一部のIP電話等で上記ダイヤルに繋がらない場合

|                      |                      |
|----------------------|----------------------|
| マイナンバーカード等           | その他のお問合せ             |
| <b>050-3818-1250</b> | <b>050-3816-9405</b> |

■英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語対応のフリーダイヤル  
This telephone number is toll-free corresponding to English, Chinese, Korean, Spanish and Portuguese.

|                                                                        |                                                                                 |
|------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------|
| マイナンバー制度について<br>Inquiries about Social Security and Tax Number System. | 通知カード、マイナンバーカード<br>Inquiries about Notification Card and Individual Number Card |
| <b>0120-0178-26</b>                                                    | <b>0120-0178-27</b>                                                             |

マイナンバーカードの申請方法は  
こちら



<https://www.kojinbangocard.go.jp/kofushinse/>

## 国税だより（令和7年4月発行分）

### ○ 国税に関するご質問・ご相談は国税庁ホームページで解決！

国税に関するご質問・ご相談は、国税庁ホームページをご利用ください。

⇒ チャットボット（ふたば）に質問する

相談可能税目：所得税の確定申告・消費税の確定申告・インボイス制度

|             |                                                                                      |
|-------------|--------------------------------------------------------------------------------------|
| 国税庁 チャットボット | 検索  |
|-------------|--------------------------------------------------------------------------------------|

⇒ タックスアンサーを利用する

|              |                                                                                      |
|--------------|--------------------------------------------------------------------------------------|
| 国税庁 タックスアンサー | 検索  |
|--------------|--------------------------------------------------------------------------------------|

### ○ 国税に関するご質問・ご相談は、「国税相談専用ダイヤル」へ

0 5 7 0 — 0 0 — 5 9 0 1 <sup>コ ク ゼ イ</sup>（全国一律料金）

受付時間 平日8：30～17：00（土日祝日及び12月29日～1月3日を除く。）

※税務署で面接によるご相談を希望される場合は、事前予約が必要です。

所轄の税務署へ電話して音声案内「2」を選択してください。

## ○ 税務署の内部事務のセンター化について

熊本国税局では、一部の税務署を対象に、複数の税務署の内部事務（※）を専担部署（業務センター）で集約処理する「内部事務のセンター化」を実施していますので、下記の事項について、御理解と御協力をお願いいたします。

なお、内部事務のセンター化は、納税者の皆様の所轄税務署を変更するものではありません。

（※）内部事務とは、例えば、申告書の入力処理、申告内容についての照会文書の発送などの事務をいいます。

### 1 業務センターへの申告書・申請書等の提出

内部事務のセンター化の対象となる税務署に、申告書、申請書及び添付書類等を提出する場合は、以下のとおり御対応いただきますようお願いいたします。

- ・ e-Tax（データ）により提出する場合は、所轄税務署へ送信願います。
- ・ 書面により提出する場合は、下表の業務センターへ郵送願います。

注（１）税務署の窓口及び時間外収受箱へ提出することも可能ですが、その際は、所轄税務署に提出いただくようお願いいたします。

（２）書面の申告書、申請書及び添付書類等を、業務センターへ直接持ち込むことはできません。

### 2 業務センターから納税者・税理士の皆様への問合せ

業務センターでは、納税者や税理士の皆様に対し、内部事務を処理するため、電話や文書により問合せをさせていただきますことがあります。

### 3 その他の案内

次の事項は、業務センターでは対応しておりません。

- ・ 国税に関するご相談（納付に関するご相談を含みます。）
- ・ 税務署の窓口で対応している納税証明書の交付、閲覧申請、情報公開、現金による国税の納付
- ・ 申告書・申請書等の用紙の送付依頼

### 4 熊本国税局において、内部事務のセンター化の対象となる税務署は下表のとおりです。

| 都道府県                        | 熊本県                                                                                  | 鹿児島県                          |
|-----------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------|
| 名 称                         | 熊本国税局業務センター                                                                          | 熊本国税局業務センター 鹿児島事務室            |
| 所在地<br>（書面で申告書等を提出する場合の郵送先） | 〒862-8721<br>熊本市東区東本町16番28号                                                          | 〒890-8604<br>鹿児島市荒田1丁目24番4号   |
| 対象署                         | 熊本西署・熊本東署・八代署・人吉署・玉名署・天草署・山鹿署・菊池署・宇土署・阿蘇署                                            | 鹿児島署・鹿屋署・大島署・指宿署・種子島署・知覧署・大隅署 |
| 行政指導事務等の集約処理                | 熊本国税局業務センターにおいては、上記税務署の内部事務のほか、一部の行政指導事務等について、熊本国税局管内全署分の照会文書や通知書の発送、電話照会を集約処理しています。 |                               |

詳しくは、熊本国税局ホームページ（[熊本国税局](https://www.nta.go.jp/about/organization/kumamoto/shokai/center/jimu.htm) [検索](#)）をご覧ください。

◇ パソコン及びスマホから（<https://www.nta.go.jp/about/organization/kumamoto/shokai/center/jimu.htm>）

## 国税だより（令和7年4月発行分）

### ○ 申告所得税及び復興特別所得税・消費税及び地方消費税の振替期日

申告所得税及び復興特別所得税並びに消費税及び地方消費税（個人事業者）の納税は、金融機関の預貯金口座から引き落としとなる「振替納税」が大変便利です。

令和6年分の確定申告の振替納付日は、次表のとおりです。「振替納税」をご利用の方は、振替日の前日までに口座の残高をご確認ください。

|                   |              |
|-------------------|--------------|
| 申告所得税及び復興特別所得税    | 令和7年4月23日（水） |
| 消費税及び地方消費税（個人事業者） | 令和7年4月30日（水） |

詳しくは、国税庁ホームページ（<https://www.nta.go.jp/>）又は[国税庁](#) [検索](#)）をご覧ください。

ご不明な点がございましたら、国税相談専用ダイヤルをご利用ください。

国税相談専用ダイヤル：0570-00-5901 ※ナビダイヤル

### ○ キャッシュレス納付のご案内

国税庁では、納税環境の向上のため、多様な納税手段をご提供させていただいておりますが、納税者の皆さまの利便性向上のためにも、ご自宅で納税手段が完結するキャッシュレス納付のご利用をお薦めしております。

この機会に、是非、キャッシュレス納付のご利用をお願いします。

| 納 税 手 続       | 概 要                                                             |
|---------------|-----------------------------------------------------------------|
| ダイレクト納付       | ダイレクト納付の申込みをすることで、e-Taxによる簡単な操作で預貯金口座からの引き落としにより納税する方法です。       |
| 振替納税          | 振替納税の申込みをすることで、毎年確定申告等に係る国税を預貯金口座からの引き落としにより納税する方法です。           |
| インターネットバンキング等 | インターネットバンキング、モバイルバンキング又はATMから納付する方法です。                          |
| クレジットカード      | 「国税クレジットカードお支払サイト」からクレジットカードを利用して納付する方法です。※納付税額に応じた決済手数料がかかります。 |
| スマホアプリ納付      | 「国税スマートフォン決済専用サイト」から利用可能なPay払いを選択して納付する方法です。※事前に残高へのチャージが必要です。  |

また、税務署窓口での納税は「9時から16時まで」のお手続きをお願いしております。

納税者の皆さまには、ご不便が生じないよう、口座からの引き落としやインターネットを利用した納税など、窓口での納税以外の多様な納税手段をご提供しておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

詳しくは、国税庁ホームページ（<https://www.nta.go.jp/>）又は[国税庁](#) [検索](#)）をご覧ください。

ご不明な点がございましたら、国税相談専用ダイヤルをご利用ください。

国税相談専用ダイヤル：0570-00-5901 ※ナビダイヤル